平成２９年（フ）第１０７号
新潟市中央区天神尾１丁目５番17号　リベルテ202号、前住所新潟市中央区天神尾２丁目１番11号
債務者　田所　恵理
1　決定年月日時　平成29年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１０号
新潟市西蒲区巻甲1780番地２　県営住宅141号
債務者　山本　　清
1　決定年月日時　平成29年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１７号
新潟市中央区関屋松波町３丁目363番地
債務者　伊藤　直人
1　決定年月日時　平成29年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２６号
新潟市中央区上大川前通４番町35番地３
債務者　倉田　正春
1　決定年月日時　平成29年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３７号
新潟市東区寺山３丁目19番８号
債務者　渡邊　聡子
1　決定年月日時　平成29年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３７号
金沢市野町４丁目６番27号、従前の住所石川県野々市市若松町13番47号
債務者　髙宮　亮二（旧姓吉村）
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６１号
金沢市山王町２丁目175番地
債務者　山村　公美
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１２号
山梨県甲府市大津町1450番地
債務者　飯田　一樹
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６５号
長野県塩尻市大字広丘高出1943番地１　コーポスマイる２－Ｃ
債務者　矢島　征成
1　決定年月日時　平成29年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第７４号
長野県松本市宮渕１丁目１番21号　コーポひまわり201
債務者　松尾リアこと　ＭＡＴＳＵＯ　ＲＩＡ　ＬＥＢＵＭＦＡＣＩＬ
1　決定年月日時　平成29年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第３４号
長野県諏訪郡下諏訪町4871番地３　サンヴェール武井301
債務者　畑島　由季
1　決定年月日時　平成29年５月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第２１号
長野県伊那市西町4906番地　仁愛病院、住民票上の住所長野県伊那市上牧6428番地１　ハイツ中島３号
債務者　宮下　清子
1　決定年月日時　平成29年５月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２９年（フ）第８７号
岐阜県瑞穂市馬場上光町２丁目73番地１　パークサイド21　205号
債務者　佐々木利美
1　決定年月日時　平成29年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第７２号
静岡県富士宮市富士見ケ丘493番地の３　ドルチェカーサ103
債務者　松井　菜月
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第８４号
静岡県富士市中之郷316番地の１　ベルメゾン富士川905号
債務者　渡邉　宏美
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第９１号
静岡県富士市三ツ沢366番地の１　市営住宅三ツ沢北団地Ｃ－302号
債務者　望月　順子
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
静岡地方裁判所富士支部